

○名古屋電気学園内部通報規程

(目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に規定する公益通報対象事実を含む法令及び学校法人名古屋電気学園（以下「学園」という。）の内部規程に違反する行為又はそのおそれのある行為に関し、通報又は相談の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為の早期発見と是正を図り、もって、本学園の社会的信頼の維持及び業務運営の公正性の確保の強化に資することを目的とする。

(適用)

第2条 この規程は、学園の教職員、派遣されている派遣労働者及び契約に基づき学園においてその業務に従事する労働者（通報の日前1年以内に学園の教職員、派遣労働者、取引先の労働者であった者を含む。）並びに役員（評議員を含む。以下同じ。）による内部通報に適用する。

(受付窓口及び相談窓口)

第3条 職員等からの通報の受付及び法令違反行為に該当するかを確認する等の相談の窓口を、学内にあっては総務課に、学外にあっては弁護士事務所に設置する。

2 本件窓口に本学園役員に関する通報又は相談があった場合には、他の役員と方針につき協議を行う。

(通報の方法)

第4条 通報の窓口及び相談の窓口の利用方法は、記名、匿名を問わず、電話、電子メール、ファックス、書面又は面会のいずれかによるものとする。

(調査)

第5条 通報及び相談された事項（以下「通報事項」という。）に関する事実関係の調査は、理事長が指名する総務課の職員（公正な対応を阻害するおそれのある者を除く。以下「担当職員」という。）をその責任者として行うものとする。

2 前項に関わらず理事長は、調査する内容に応じて、既設の委員会の委員に調査を依頼し、又は関係者で構成する調査委員会を設置することができる。

(協力義務)

第6条 本学園に所属するすべての組織・部署及び職員等は、通報された内容の事実関係の調査に際して協力を求められた場合には、その調査に協力しなければならない。

(是正措置)

第7条 担当職員は、調査の結果を理事長に報告しなければならない。

2 理事長は、不正行為が明らかになった場合には、速やかに是正措置及び再発防止措置を講ずるものとする。

(処分)

第8条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、理事長は、当該行為に関与した職員に対し、学校法人名古屋電気学園就業規則（昭和40年4月1日制定）（以下、「就業規則」という。）の規定に従い、懲戒処分を課することができる。

(通報者等の保護)

第9条 職員等は、通報者等（法令違反行為に関する通報又は相談をした職員等及び調査に協力した職員等をいう。以下同じ。）が通報、相談又は調査に協力したことを理由として、通報者等に対して不

利益な取扱い、嫌がらせ等（以下「不利益行為」という。）を行ってはならない。

- 2 職員等は通報者等が誰であるかを探索してはならない。
- 3 理事長は、通報者等が通報、相談又は調査に協力したことを理由として、通報者等の職場環境が悪化することにならないように、適切な措置をとるとともに、通報者等が不利益行為を受けていないかを確認し、救済、回復措置をとらなければならない。
- 4 理事長は、通報者等に対して不利益行為を行った者がいた場合には、就業規則の規定に従い、懲戒処分を課することができる。

（個人情報保護）

第10条 この規程に定める関係業務に携わる者は、通報又は相談された内容及び調査で得られた個人情報及び通報事項を他に漏らしてはならない。

（通知）

第11条 担当職員は、通報者等に対して、通報を受けた日から20日以内に調査を行う旨の通知又は調査を行わない場合にはその理由を文書で通知するものとする。

- 2 担当職員は、通報者等に対して、調査結果及び是正結果について、被通知者（その者が不正を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。）のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。

（記録）

第12条 総務課は、通報事項及び対応記録を作成し、3年間保管しなければならない。

（不正の目的）

第13条 通報者等は、虚偽の通報や、他人を誹謗中傷する通報その他の不正の目的の通報を行ってはならない。理事長は、そのような通報を行った者に対して、就業規則の規定に従い、懲戒処分を課することができる。

（本規程適用の除外）

第14条 他の本学園が定める規則等に規定する相談又は通報等に関しては、当該規則等に従って行うものとし、この規程の適用を受けるものではない。

（雑則）

第15条 この規程に定めるもののほか、内部通報に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。